

4. 菊陽町役場に相談できること

- (1) 妊娠・出産・子育て（母子健康手帳）
- (2) 保育所への入所・認定こども園への入園
- (3) 小・中学校への入学・転入学
- (4) 水道の使用開始と中止
- (5) ごみの出し方
- (6) 健診・予防接種
- (7) 町営住宅
- (8) 税金
- (9) 日本語教室
- (10) 地域での生活マナーやトラブル
- (11) 失業や病気などで生活に困っている
- (12) パートナーや恋人からの暴力に悩んでいる…



4-(1) 妊娠・出産・子育て（母子健康手帳）

(1) 妊娠したとき

- ① 妊娠に気付いたら、医療機関（産婦人科）を受診してください。
- ② 医療機関（産婦人科）で「妊娠届出書」^{*1}を受け取り、菊陽町役場の窓口（健康・保険課）に妊娠の届出を行ってください。
※1 医療機関（産婦人科）で受け取れない場合は、役場の窓口で受け取ることができます。
- ③ 役場の窓口で母子健康手帳^{*2}と妊婦健康診査受診票を受け取ってください。
※2 母子健康手帳は、妊娠・出産で注意することが記載され、赤ちゃんの健康診査や予防接種の記録などを記入するものです。無くさないようにしてください。
- ④ 役場に妊娠の届出を行うことで、安心して出産できるように保健師・助産師・看護師などからアドバイスを受けることができます。



(2) 出産したとき

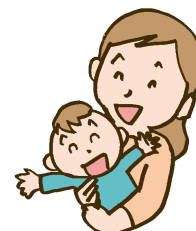
- 出産してから14日以内に役場の窓口（町民課または西部支所）^{*3}に出生届を行ってください（詳しくは、3-(2) 戸籍（7ページ）をご確認ください）。
- ※3 町外の医療機関（産婦人科）で出産した場合は、医療機関（産婦人科）がある市町村に出生届を行うこともできます。
- 出産後に、自分の健康に不安がある場合や子育てに悩みがある場合は、役場の健康・保険課に相談することができます。



(3) 乳幼児健診・育児相談

- ① 乳幼児健康診査
子どもの成長の節目に「健康診査（身体測定・診察・保健相談・栄養相談・歯科相談など）」を行っています。3～4カ月児健診、6～7カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診があり、対象者には個別に通知します。その他に、1歳児セミナーも行っています。
- ② 育児相談
1歳未満の子どもを対象に、「すこやか育児相談」を毎月1回開催しています。次の場合には、一人で悩まずに気軽に相談してください。

- ・子どもの成長について心配なことがある場合
- ・育児のことで困ったことがある場合
- ・離乳食や歯について不安がある場合



担当課の連絡先

菊陽町役場 健康・保険課 ☎096-232-4912 ✉kenkohoken@town.kikuyo.lg.jp

4-(2) 保育所への入所・認定こども園への入園

保護者が就労しているなどの理由で、保育を必要とする小学校就学前の子どもを預かる施設は、次表のとおりです。施設の入所・入園は、町の広報紙やホームページで募集します。入所・入園を希望する場合は、菊陽町役場の窓口（子育て支援課）に相談してください。

| 施設区分 | 利用できる子ども年齢 (4月1日現在の年齢) | 開所時間 (月～金) | 開所時間 (土) |
|---------------|---------------------------|---|---|
| 保育所 | 0歳～5歳 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| 認定こども園（保育所部分） | | | |
| 小規模保育所 | 0歳～2歳 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| 事業所内保育所 | | 7:00～19:00 7:30～19:30 ※施設によって異なります。 | 7:00～18:00 7:30～18:30 ※施設によって異なります。 |
| 家庭的保育室 | | 8:30～16:30 9:00～17:00 ※施設によって異なります。 | — |

〈保育を必要とする理由〉

保育所等を利用する場合は、保護者が次の要件に該当していることが必要です。

就労 妊娠・出産 疾病・障がい 介護・看護 求職活動 就学 災害・復旧

〈保育所等を利用する場合の費用〉

0歳～2歳の子どもが保育所等を利用する場合は、毎月、保育料の支払いが必要です（3歳～5歳の子どもの保育料は無料）。保育料の金額は、保護者の所得に応じて決定します。

保育料のほかに、昼食代、延長保育料、教材費などの支払いが必要です。

〈保育所等の入所申込み手続〉

保育所等を利用する場合は、入所申込み手続が必要となりますので、下記の担当課にお問い合わせください。なお、保育所等に利用枠の空きがない場合は、保育所等を利用できません。

〈そのほかに子どもを預かる施設〉

保育を必要とする理由に該当しない3歳～5歳の子どもについては、認定こども園（幼稚園部分）と幼稚園に入園することができます。

各施設で入園の申込手続を行ってください。各施設の連絡先については、次の窓口にお問い合わせください。

- ① 町内の認定こども園（幼稚園部分）：菊陽町役場の窓口（子育て支援課）
- ② 幼稚園：近隣市町村の窓口

担当課の連絡先

菊陽町役場 子育て支援課 ☎096-232-2202 ✉kosodateshien@town.kikuyo.lg.jp

4－(3) 小・中学校への入学・転入学

(1) 入学

次年度（次の4月）に菊陽町の小学校または中学校に入学する子どもがいる人に、12月頃に「入学通知書」を送付します。「入学通知書」の送付日以降に菊陽町に転入した人には、菊陽町役場の町民課で転入手続を行った後、学務課で「入学通知書」を配付します。

- 「入学通知書」は、入学式の日には必ず持参してください。
- 入学式の詳細については、2月下旬～3月上旬に学校から案内を送付します。



(2) 転入学

年度の途中で菊陽町に転入し、菊陽町の小学校または中学校に転入学する場合は、町役場の町民課で転入手続を行った後、学務課で「転校」の手続を行ってください。

- 「転校」の手続きについては、学務課で説明します。
- 町役場に手続に来るときは、事前に学務課に連絡してください。



(3) 転出学

菊陽町から転出する場合は、町役場の町民課で転出手続を行った後、学務課で「転校」の手続を行ってください。

- 「転校」の手続きについては、学務課で説明します。
- 町役場に手続に来るときは、事前に学務課に連絡してください。



担当課の連絡先

菊陽町役場 学務課 ☎096-232-4918 ✉gakumu@town.kikuyo.lg.jp

4-(4) 水道の使用開始と中止

(1) 水道の使用を始める

水道の使用を開始する場合は、大津菊陽水道企業団に次の①～④を電話またはホームページの入力フォームで連絡してください。

〈電話で伝えること〉

- ① 水道契約者の氏名（請求書の氏名）
- ② 水道を使用する住所（アパート・マンション名と部屋番号まで）
- ③ 水道の使用開始日（使用開始前に連絡してください）
- ④ 連絡事項（別の住所へ請求書の送付を希望する場合は、その送付先）

〈会話の例〉

あなた：「引っ越してきたので、水道を使いたい。」
水道企業団：「水道を契約する人の名前を教えてください。」
あなた：「契約者の名前は●●●●です。」
水道企業団：「水道を使用する住所を教えてください。」
あなた：「菊陽町●●×丁目×番地●●アパート×××号室」
水道企業団：「いつから水道を使用しますか。」
あなた：「●月×日から使いたい。」



■使用開始の連絡後、大津菊陽水道企業団から書類を郵送しますので、郵便局に住所の届出を行ってください。



水道使用開始
連絡HP

(2) 水道の使用を止める

水道の使用を止める場合は、退去する1週間前までに次の①～④を電話またはホームページの入力フォームで連絡してください。

〈電話で伝えること〉

- ① 水道契約者の氏名（請求書の氏名）
- ② 水道の使用を中止する住所（アパート・マンション名と部屋番号まで）
- ③ 水道を使用する最後の日
- ④ 転居先の住所（精算分料金の送り先）



水道使用中止
連絡HP

水道の使用開始と中止の連絡先

大津菊陽水道企業団 営業課（受付時間）平日 8:30～17:15

☎096-293-7711 ✉eigyoun@ookiku-water.or.jp

4-(5) ごみの出し方

〈ごみ出しのルール〉 ※違反するとごみは収集されません。

- ① ごみは正しく分別して、菊陽町の指定袋に入れてください。指定ごみ袋は町内のスーパーやコンビニなどで販売しています。
- ② ごみ収集日の朝8時30分までに、地域で決められたごみステーションに出してください。ごみ収集日は地区によって決まっていますので、必ずごみカレンダーや町ホームページで確認してください。

〈ごみ収集地区〉

住んでいる行政区ごとにごみ収集日が異なります。必ず収集地区を確認してください。

| 収集地区 | 対象となる行政区 | 燃やすごみ | 不燃物 | 空かん | 新聞紙 | 布類 | ペット | プラ | 粗大ごみ |
|------|---|-----------|---------|---------|-------------|---------------|---------|---------|---------|
| | | | 特定品目 | 空びん | チラシ 雑誌・本 | 段ボール 牛乳パック | ボトル | | 家電 |
| A | 三里木、青葉台、東ヶ丘、 光の森1～7町内、 武蔵ヶ丘1～8町内、 | 毎週 火・金 | 第1 水 | 第3 月 | 第4 月 | 第2 月 | 第1 月 | 毎週 水 | 第2 木 |
| B | 沖野、新山、北新山、境の松、 新成、杉並台、八久保、 南八久保、にじの森、花立、 南花立、向陽台 | 毎週 火・金 | 第2 水 | 第3 木 | 第4 木 | 第2 月 | 第1 月 | 毎週 水 | 第2 木 |
| C | 下原、津久礼ヶ丘、 あさひヶ丘、宮ノ上、 ひばりヶ丘、緑ヶ丘、緑陽台、 光団地、駅前、新町、新町西、 三里木北 | 毎週 月・木 | 第3 水 | 第3 火 | 第4 火 | 第2 火 | 第1 火 | 毎週 水 | 第2 金 |
| D | 戸次、馬場楠、曲手、辛川、 井口、道明、上中代、出分、 中代、川久保、津留、大堀木、 中尾、南方、馬場、柳水、 入道水、古閑原、鉄砲小路、 長塚、上津久礼、下津久礼 | 毎週 月・木 | 第4 水 | 第3 金 | 第4 金 | 第2 火 | 第1 火 | 毎週 水 | 第2 金 |

〈粗大ごみ・家電4品目の処理方法〉

- ① 電話で予約 収集日の2日前まで（できれば1週間前まで）にオンラインまたは菊陽町役場の窓口（環境生活課 ☎096-232-2114）に電話で申込を行う。
- ② シールを貼付 1枚500円の粗大ごみシールを販売店で購入し、必要な枚数を貼付する。
家電4品目の場合は、郵便局で家電リサイクル券を購入し、添付する。
- ③ ごみを出す 収集日の朝8:30までに自宅やマンションなどの入り口前などに、粗大ごみを出してください。



←ごみカレンダー



←指定ごみ袋・粗大ごみシール販売店一覧

〈ごみの分別方法〉

| ごみの種類 | 出せるもの | ポイント |
|------------------------------------|--|---------------------------------------|
| 燃やすごみ (赤色の指定ごみ袋) | ●生ゴミ類 ●木枝類 ●革製品 ●ゴム製品 ●プラ製品(プラマークなし) | ・生ごみの水気を切る |
| 不燃物、小型金物、小型廃家電 (黄色の指定ごみ袋) | ●金属製品 ●陶磁器・ガラス類 ●小型廃家電 | ・袋に必ず名前を記入する |
| 特定品目 (透明の袋) | ●廃乾電池 ●ライター ●スプレー缶 ●水銀体温計 ●練朱肉 ボタン電池 チャッカマン カセットボンベ 水銀血圧計 | ・品目ごとに袋に入れる ・塗料用のスプレー缶は捨てられない |
| 資源物 (緑の指定ごみ袋) | | |
| 資源A 空きかん、空きびん | ●アルミ缶 ●スチール缶 ●空きびん | ・洗ってから捨てる |
| 資源C 新聞紙、チラシ | ●新聞紙 ●折り込みチラシ | ・雨に濡れないようにする |
| 資源D 雑誌、本、紙 | ●雑誌、本、その他紙 ●空き箱 ●封筒 | ・雨に濡れないようにする |
| 資源E 衣類 | ●タオル ●古着 ●毛布 | ・綿や革が混ざった衣類は燃やすごみで捨てる |
| 資源F 段ボール | ●段ボール | ・雨に濡れないようにする |
| 資源G 牛乳パック類 | ●牛乳パック ●紙パック類 ※ | ・洗って、開いて、乾かしてから捨てる ^(※) |
| 資源H ペットボトル | ●PETマークがついているもの ●清涼飲料水 ●調味料ボトル | ・キャップとラベルは資源Jで捨てる |
| 資源J 容器包装プラスチック、食品トレイ、発泡スチロール | ●プラマークがついているもの ●食品トレイ ●発泡スチロール | ・汚れが取れない場合は燃やすごみに捨てる |
| 粗大ごみ ※予約が必要 (粗大ごみシール) | ●ベッド ●ダンス ●机 ●ソファー ●自転車 | ・事前に予約する ・収集手数料が必要 |
| 家電4品目 ※予約が必要 (粗大ごみシール、家電リサイクル券) | ●テレビ ●エアコン ●冷蔵庫・冷凍庫 ●洗濯機・乾燥機 | ・事前に予約する ・収集手数料が必要 ・家電リサイクル券が必要 |
| 廃食油、廃蛍光管 (各町民センターで回収) | ●蛍光管(割れてないもの) ●廃食用油 | |

担当課の連絡先

菊陽町役場 環境生活課 ☎096-232-2114 ✉kankyoseikatsu@town.kikuyo.lg.jp

4-(6) 健診・予防接種

1. 健康診査・検診

(1) 総合健診とがん検診

総合健診とは、生活習慣病の予防を目的として、メタボリックシンドロームに着目した特定健診とがん検診をセットで受けるものです。

また、特定健診を受けずに、がん検診を複数選択して受けることもできます。

| 項目 | | 対象者 | 申込方法 |
|----------|----------------|---|---|
| 特定健診 | | 40～74歳の国民健康保険 または75歳以上の後期高 齢者医療制度の加入者 | |
| がん 検診 | 胃がん検診（骨透視） | 40歳以上 | <ul style="list-style-type: none"> ■対象者には菊陽町役場から案内文を送付します。 ■郵送またはインターネットで申込手続きを行ってください。 |
| | 腹部超音波検診 | | |
| | 肺がん検診 | | |
| | 大腸がん検診（検便） | | |
| | 子宮頸がん検診 | 30歳以上の女性 | |
| | 乳がん検診（エコー） | 30歳代の女性 | |
| | 乳がん検診（マンモグラフィ） | 40歳以上の女性 | |
| | 骨粗鬆症検診 | 30歳以上の女性 | |
| | 前立腺がん（PSA）検査 | 40歳以上の男性 | |

(2) その他の検診など

| 検診項目 | 対象者 | 申込方法 |
|-----------------|--|---|
| 人間ドック | 30歳以上の国民健康保険 または75歳以上の後 期高齢者医療制度の加 入者 | <ul style="list-style-type: none"> ■役場の窓口（健康・保険課）で申込手続きを行ってください。 ■希望する健診機関とコースを選択できます。 |
| 医療機関 子宮頸がん検診 | 20歳以上の女性 | <ul style="list-style-type: none"> ■20歳代の女性は、申込手続きは不要です。役場から受診票を送付します。 ■30歳以上の女性は、役場から案内文を送付します。郵送またはインターネットで申込手続きを行ってください。 |
| 歯科口腔健診 | 75歳以上の後期高齢者 医療制度の加入者 | <ul style="list-style-type: none"> ■町内の委託医療機関を予約してから受診してください。 ■受診の際は受診券（保険証と一緒に配布）が必要です。 |
| 歯周疾患検診 | 40、50、60、70歳の 人 | <ul style="list-style-type: none"> ■役場から案内文を送付します。 ■町内の委託医療機関を予約してから受診してください。 |
| ピロリ菌検査 | 40歳以上でピロリ菌検 査を受けたことがない 人（除外条件あり） | <ul style="list-style-type: none"> ■役場の窓口（健康・保険課）または電話で申込手続きを行ってください。 |

2. 予防接種

(1) 子どもの予防接種

予防接種は、病気に対して免疫（抗体）をつけるためのもので、感染症から命を守るための効果の高い手段の一つです。町から配布する予防接種手帳などの説明をよく読んで、子どもの体調が良いときに接種してください。

〈定期の予防接種〉

| 予防接種（ワクチン）名 | 対象者 | 接種方法・費用 |
|----------------------------|--------------------------------|---|
| ロタリックス | 出生6週～24週 | <p>■ 役場から接種時期が近づいてきたら、案内を送付します。^{※1}</p> <p>※1 子宮頸がん予防は中学1年生と高校1年生の時に案内を送付します。</p> <p>■ 指定医療機関で接種してください。</p> <p>■ 接種時に、母子健康手帳と予診票^{※2}を持参してください。</p> <p>※2 予診票は、子どもが産まれた翌月末に役場から自宅に送付します。他の市町村からの転入や粉失した場合は、役場の窓口（健康・保検課）に連絡してください。</p> <p>■ 接種費用は無料^{※3}</p> <p>※3 対象年齢を過ぎた場合は全額自己負担となります。</p> |
| ロタテック | 出生6週～32週 | |
| ヒブ（インフルエンザ菌b型） | 2か月～5歳未満 | |
| 小児用肺炎球菌 | 2か月～5歳未満 | |
| B型肝炎 | 1歳未満 | |
| 四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ） | 2か月～7歳6か月未満 | |
| BCG | 1歳未満 | |
| MR（麻しん風しん混合） | 1期：1歳～2歳未満 2期：小学校入学前の1年 | |
| 水痘（みずぼうそう） | 1歳～3歳未満 | |
| 日本脳炎 | 1期：6か月～7歳6か月未満 2期：9歳以上13歳未満 | |
| 二種混合（DT：ジフテリア・破傷風） | 11歳以上13歳未満 | |
| 子宮頸がん予防（HPV） | 12歳になる年度の初日から16歳になる年度の末日の女子 | |

〈任意の予防接種〉

| 種類 | 対象者 | 接種方法・費用 |
|---------|-----------------------------------|--|
| インフルエンザ | 生後6か月以上13歳未満（2回） 13歳以上の子ども（1回） | <p>■ 広報とホームページにお知らせを掲載しますので、各自で指定医療機関に申込手続きを行ってください。</p> <p>■ 接種費用は1回につき1,900円</p> |

(2) 大人の予防接種

| 種類 | 対象者 | 備考 |
|---------|--|--|
| インフルエンザ | 65歳未満の大人（1回） 65歳以上の大人（1回） | <p>■ 広報とホームページにお知らせを掲載しますので、各自で指定医療機関に申込手続きを行ってください。</p> <p>■ 接種費用は65歳未満1,900円、65歳以上1,400円</p> |
| 成人用肺炎球菌 | 65、70、75、80、85、90、95、100歳の人で、過去に予防接種を受けたことがない人 | <p>■ 対象者には個別通知します。</p> <p>■ 接種費用は3,200円</p> |

担当課の連絡先

菊陽町役場 健康・保険課 ☎096-232-4912 ✉ kenkohoken@town.kikuyo.lg.jp

4-(7) 町営住宅

町営住宅は、住宅に困っている低額所得者のために建てられた住宅です。入居の要件があり、家賃は入居世帯の所得や家族構成に応じて7,900～53,100円の8区分で決定されます。なお、家賃は、世帯の状況などを踏まえ、毎年見直しが行われます。

〈入居資格（申込要件）〉

次の全ての要件を満たす人は、入居の申込を行うことができます。

- ① 菊陽町に住所または勤務場所がある
- ② 同居する親族がいる（高齢者や障がい者などの人は単身でも申し込みできます）
- ③ 世帯の収入月額が次の基準以下である

| | |
|---|------------|
| 一般的な世帯（原則） | 158,000円以下 |
| 身体障がい者や小学校未就学児がいる世帯、 全員が60歳以上の世帯など （*世帯の状況をご相談ください） | 214,000円以下 |

- ④ 菊陽町または現在お住まいの市町村に税の滞納がない
- ⑤ 現に住宅に困っていることが明らかである
- ⑥ 世帯に暴力団員がいない



〈町営住宅一覧〉

| 団地名 | 所在地 |
|-------|-----------------------|
| 光団地 | 菊陽町原水846 |
| 古閑原団地 | 菊陽町原水3509 |
| 中代団地 | 菊陽町久保田829 |
| 馬場団地 | 菊陽町原水4666-2、4664、4665 |
| 入道水団地 | 菊陽町原水3963-1 |
| 青葉台団地 | 菊陽町津久礼2400 |
| 下原北団地 | 菊陽町久保田2816 |
| 下原団地 | 菊陽町久保田2716-3、2714 |
| 原水団地 | 菊陽町原水2137 |



町営住宅HP

*詳しい内容はQRコードからホームページを確認してください。

〈募集方法〉

- 空室が出たときに、広報きくようとホームページで募集します。
- 入居希望者は、申込手続が必要です。詳しい手続き方法については、下記担当課にお問い合わせください。



担当課の連絡先

菊陽町役場 建設課 ☎096-232-2115 ✉kensetsu@town.kikuyo.lg.jp

4 - (8) 税金

〈納税相談〉

菊陽町に納付する住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税について、「納税相談」を受け付けています。

納期までに支払いが難しい場合などは、早めに電話で連絡または菊陽町役場の窓口（税務課）に相談してください。

菊陽町役場の開庁時間（平日8：30～17：15）に納税相談に来ることができない人は、夜間相談窓口を開設していますので、ご利用ください。



〈夜間納税相談〉

毎月の末日（末日が土曜、日曜、祝日の場合はその前の平日）午後9時まで[※]

※日程が変更になる場合もありますので、夜間相談を希望する場合は、事前に電話またはメールで役場（税務課）に確認してください。



担当課の連絡先

菊陽町役場 税務課 ☎096-232-4911 ✉ zeimu@town.kikuyo.lg.jp

4-(9) 日本語教室

菊陽町に住んでいる外国人を対象に、日本の文化や普段の生活に必要な簡単な日本語を学ぶ講座を実施しています。講座に参加して、仲間や友人をつくりましょう。

〈実施期間〉

年度ごとに講座を実施する期間が異なりますので、菊陽町のホームページでご確認ください。



町のホームページ

〈申込方法〉

菊陽町中央公民館へお問い合わせください。



(講座のイメージ)

〈場所〉

菊陽町中央公民館 (〒869-1103 菊陽町大字久保田2598番地)

〈内容〉

- あいさつ程度の簡単な日本語や、仕事や買い物・ゴミ出し・病院などの菊陽町で生活を送るために必要なことを学ぶことができます。
- グループ形式でコミュニケーションをとりながら学びます。



外国人の皆さんと地域の生活においてコミュニケーションを取れるように、菊陽町に住んでいる日本人を対象に「やさしい日本語教室」も実施しています。

町内で暮らす外国人の皆さんが、地域で安心して暮らせるようにサポートしていきます。

担当課の連絡先

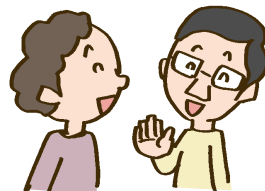
菊陽町中央公民館 ☎096-232-2116 ✉kominkan@town.kikuyo.lg.jp

4-(10) 地域での生活マナーやトラブル

日本と外国では生活のルールやマナーが違います。日本のルールやマナーを学んで、地域でトラブルなく生活できるようにしましょう。

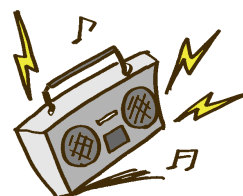
(1) 地域の人とのコミュニケーション

地域の人との交流を大切にしましょう。災害の時などは、お互いに助け合うことが大切です。普段から「おはようございます」や「こんにちは」など、地域の人とあいさつし、コミュニケーションをとりましょう。



(2) 近隣の住民に迷惑をかけない（騒音に注意）

日本の住宅は、隣との距離が近いので、大きな音は近所の迷惑になります。大声で話したり、大きな物音を立てたり、テレビや音楽などを大音量で聴くことはやめましょう。



(3) 共用スペースのマナー

マンションやアパートの廊下や階段など共用スペースにもものを置いてはいけません。地震や火災など、災害が発生したときに、荷物が邪魔で避難できないことがあります。

(4) 順番待ちと並び方

日本では、きちんと並んで順番を待つのがルールです。銀行のATMやトイレなどが複数ある場合は、一列に並んで前の人から順に空いた所に行ってください。割り込んで先に使うのはルール違反です。



(5) 公共の場では騒がない・散らかさない

公共の場とは、公園や図書館などの多くの人々が利用する場所や、バスや電車などの公共交通機関のことです。利用する場合は、他人に迷惑をかけないように心掛け、大声で騒いだり、ゴミを捨てたりしてはいけません。また、携帯電話での通話も控えましょう。

(6) たばこのマナー

法律で屋内は原則禁煙とされており、屋内で喫煙する場合は、必ず喫煙所で喫煙してください。また、屋外で喫煙する場合に、歩きたばこをしたり、吸い殻を捨てたりしてはいけません。屋外の人が多い場所での喫煙や風が強いときの喫煙も危険です。

(7) まちをきれいに

ごみを屋外に捨ててはいけません。地域の指定日と指定場所に捨ててください。皆さんで、きれいな菊陽町を守りましょう。

(8) 危険物を持ち歩くことは禁止

自分の身を守るためであっても、ナイフなどの刃物や危険物を持ち歩くことはできません。法律で禁止されていて、持ち歩くと処罰されることがあります。

担当課の連絡先

菊陽町役場 危機管理防災課 ☎096-232-2110 ✉bousai@town.kikuyo.lg.jp

4-(11) 失業や病気などで生活に困っている

失業や病気などで急に収入がなくなり、食事や着替え、移動など普段の生活に困っている場合は、サポートを受けることができます。相談は無料です。困っている時は、迷わずご相談ください。

(1) 菊陽町社会福祉協議会

様々な理由で生活に困っている人の相談を受け、解決に向けて支援しています。

仕事のこと、住まいのこと、生活費のこと、子ども・家族のことなど、生活に困っている人は、まずは菊陽町社会福祉協議会にご相談ください。

■フードバンク事業

食べ物を必要としている人に、食料や日用品を配付しています。



■子ども食堂

食事に困っている子どもと親に、月に1回温かい食事を提供するグループや場所を紹介します。



■生活資金の貸付け

低所得者、高齢者、障がい者が、安定した生活を送れるよう、必要な相談を受けて資金の貸付を行います。生活に困窮している人の自立を促します。

(2) 菊陽町役場 福祉課

生活に困っている人の相談を受け、必要な保護を行うことで、生活の自立に向けて支援しています。生活保護を受けるためには、要件を満たす必要がありますので、まずは町役場の窓口（福祉課）にご相談ください。

■生活保護

自分の収入や資産だけでは生活を営むことができない人に、困っている程度に応じて必要な保護を行うことで、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、生活の自立を助長します。

担当課の連絡先

菊陽町役場 福祉課

☎096-232-4913

✉ fukushi@town.kikuyo.lg.jp

菊陽町社会福祉協議会

☎096-232-4832

✉ info@swkikuyo.or.jp

4-(12) パートナーや恋人からの暴力に悩んでいる…

(1) パートナーや恋人からの暴力

パートナーや恋人など、親密な関係にある人から暴力を振られることを「ドメスティック・バイオレンス（DV）」といいます。暴力には、身体を傷つけるだけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力もあります。

あなたが暴力を受けて、悩みを抱えているときは、一人で悩まず相談してください。緊急の場合は、迷わず警察に通報してください！（電話を「110」にかける）

〈暴力の種類と例〉

| | |
|-------|---|
| 身体的暴力 | <ul style="list-style-type: none"> • なぐる、ける • 物をなげつける • 刃物をつきつける • 髪をひっぱる、首をしめる <p style="text-align: right;">など</p> |
| 心理的攻撃 | <ul style="list-style-type: none"> • 大声で怒鳴る、人格を否定する悪口を言う • 何を言っても口をきかない、長時間の無視 • なぐるふりや物を投げるふりをして脅す、物を壊す • 子どもの前で暴力をふるう • 子どもを傷つけると言っておどす • 電話やメールを細かく監視する • 交友関係や外出を制限する <p style="text-align: right;">など</p> |
| 経済的圧迫 | <ul style="list-style-type: none"> • 生活費を渡さない • デート費用などをいつもパートナーに払わせる • お金を借りたまま返さない |
| 性的強要 | <ul style="list-style-type: none"> • 性的な行為を強要する、裸の画像を強要する • 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる • 中絶を強要する、避妊に協力しない <p style="text-align: right;">など</p> |



〈相談窓口〉

| 相談機関 | 受付日時 | 電話番号 |
|--------------|---------------|---------------|
| 菊陽町三里木町民センター | 平日 8:30~17:15 | ☎096-232-5536 |
| 熊本県女性相談センター | 平日 8:30~17:15 | ☎096-381-7110 |
| 熊本県大津警察署 | 平日 8:30~17:15 | ☎096-294-0110 |

(2) DVなどから被害者を保護するための措置

| | |
|------|--|
| 支援措置 | <ul style="list-style-type: none"> ■ DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者を保護するため、加害者が被害者の住所を調べる目的での住民票と戸籍の附票の取得を制限します。 ■ 措置を受けるために、菊陽町役場の窓口（町民課）に申し出る必要があります。まずは町民課に相談してください。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ■ DVに悩む外国人の被害者を支援するために、一時保護や在留資格の変更などのサポートがあります。 |



担当課の連絡先

菊陽町役場 町民課 ☎096-232-4914 [✉ chomin@town.kikuyo.lg.jp](mailto:chomin@town.kikuyo.lg.jp)
 こども総合相談室 ☎096-232-1117 [✉ kodomo-sodan@town.kikuyo.lg.jp](mailto:kodomo-sodan@town.kikuyo.lg.jp)